

平成 29 年 11 月 27 日付け津市監査委員告示第 6 号公表分

指定管理者監査

美し郷霧山施設管理運営協議会（所管部局：美杉総合支所地域振興課）

監査の結果	津市美し郷霧山の設置及び管理に関する条例施行規則第 12 条第 9 号に「創作館の使用を終了したときは、機械器具を点検して格納し、館内を清掃した上、戸締まりの確認を行うこと。」と定められているが、創作館については、津市美杉ふるさと資料館の一部であり、同規則において規定することは適正でないことから、所管部局は所要の是正措置を講じられたい。
措置の内容	津市美し郷霧山の設置及び管理に関する条例施行規則を一部改正し、同規則第 12 条第 9 号を削除した。